

北斗市では、令和6年4月1日から

介護人材・障がい福祉人材への奨励金制度が始まります

# 介護職等として 就労される方を 支援します。

最大

50  
万円

新規就労奨励金 20万円または10万円

支給  
要件

■令和6年4月1日以降に、市内の介護保険事業所、障がい福祉事業所で初めて正職員かつ常勤の介護職員として働く方

■雇用時と同一の法人で1年以上継続して就労が見込まれる方

金額

■介護福祉士資格をお持ちの方：20万円

■介護福祉士資格をお持ちでない方：10万円

用語  
解説

■正職員：1年以上または期間の定めのない雇用契約を交わした方

■常勤：週の労働時間30時間以上を見込む方

■介護職員：主たる業務が利用者への直接介護を行う方

継続就労奨励金 年10万円(最大3回まで)

支給  
要件

■上記新規就労奨励金を受給された方

■新規就労時と同一法人が運営する市内の介護保険事業所、障がい福祉事業所で、正職員かつ常勤の介護職として1年以上就労を継続している方

※奨励金と併給できます。

奨学金返還支援 最大120万円

市内の介護保険事業所へ就職する若者(北斗市内居住に限る)への奨学金返還支援制度もあります。

(最長5年間、年上限24万円を支給)

※これらの制度実施時には支給要件等が変更される場合があります。

※これらの制度は、市議会において令和6年度予算が可決した場合に実施します。



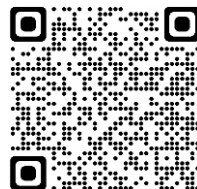
お問合せ

北海道北斗市役所 民生部保健福祉課(就労支援金)

総務部企画課(奨学金返還支援)

〒049-0192 北海道北斗市中央1丁目3番10号

電話：0138-73-3111



詳しくは市ホームページへ